

大阪教育大学附属幼稚園 幼児教育振興会 個人情報保護規程

施行:令和6年5月1日

第1条（目的）

大阪教育大学附属幼稚園 幼児教育振興会(以下、「本会」という。)は、保有する個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いと本会活動の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的に、会員名簿・役員名簿などの個人情報、行事や活動の記録、写真・動画その他の個人データ(以下、「個人情報」という。)の取扱いについて定めるものとする。

第2条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、本会の活動において個人情報およびプライバシーの保護に努めるものとする。

第3条（個人情報保護管理者）

1. 本会における個人情報保護管理者(以下、「管理者」という。)は、本会会長とする。
2. 管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第4条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は、本会役員とする。

第5条（秘密保持義務）

管理者および取扱者は、職務上知りうることができた個人情報を本人の承諾なく、第三者に開示、漏えいしてはならず、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条（周知方法）

本規程は、総会資料やホームページ等で会員に周知する。

第7条（情報の収集）

本会が個人情報を収集するときは、予め利用目的を本人に明示し、同意を得た上で、管理者の承認を得て行う。

第8条（情報の利用）

収集した個人情報の利用は、次の目的の範囲内で行うものとする。

1. 本会会費および奨学寄附金の徴収および管理業務
2. 会員への通知、連絡及びその他の文書の送付
3. 各種行事、活動の案内および参加者の管理業務
4. お問い合わせへの対応、記録及び保管
5. 役員・会員等の名簿の作成
6. 役員選出、並びに役員等の推薦活動
7. 振興会通信、会報誌およびホームページへの掲載
8. 在園保護者、会員向けの活動報告、動画制作

ただし、本幼稚園関係者以外が閲覧可能なものについて利用する場合は、個人が特定されないよう適切な対応を行う。

第9条（共同利用）

本会は、大阪教育大学附属幼稚園、附属幼稚園PTA、食育研究会、附属平野五校園連合会と本規程の利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同利用することができる。

第10条（利用目的による制限）

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規定による利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第11条（情報の管理）

- 1、個人情報は管理者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正な方法により速やかに廃棄するものとする。
- 2、具体的な情報の取り扱い方法は、「個人情報取扱要領」によるものとする。
- 3、本会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときには、原則として委託契約において個人情報の管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する適切な監督を行う。

第12条（第三者提供の制限）

本会は、次の各号に該当する場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはならない。

- 1、法令に基づく場合
- 2、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3、公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4、国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第13条（第三者提供に係る記録の作成等）

本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供した場合は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名・団体
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第14条（第三者提供を受ける際の確認等）

本会は、第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受ける場合は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名・団体
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯

- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

第15条（情報の開示等）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿つてこれに対応する。

第16条（情報の漏洩時等の対応）

本会役員および取扱者は、個人情報の漏えい等(紛失を含む)が判明し、またはそのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、管理者は法令等に従い適切な措置を講じる。

第17条（研修）

管理者は、本会役員(取扱者)に対して定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について、研修を実施する。

第18条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第19条（改定）

本規程は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本会理事会において審議し、承認をもって改定することができる。なお、本規程を改定した場合は、第6条に定める方法により会員へ周知するものとする。

附則

この規程は、令和6年5月1日より施行する。